

巡回健診県外事業者 各位

秋田県健康福祉部長

(公印省略)

本県での巡回健診の実施について (通知)

本県の医療行政の推進については、日頃格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年 3 月 27 日付け医政発 0327 第 6 号厚生労働省医政局長通知「「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取り扱いについて」の改正について」において、巡回診療又は巡回健診の手続きについて見直しがあったことを踏まえ、本県での巡回健診の取り扱いについて次のとおりとしましたのでお知らせします。

- 1 本県で巡回健診を実施する場合は、あらかじめ実施主体ごとに、巡回健診を実施する場所を管轄する保健所ごとに診療所開設の手続きを行ってください。

例) A 事業者が B 保健所管内の場所 C、D、E で巡回健診を行う場合

<従前> 診療所開設の手続きは 3 つ必要 (実施場所ごと)

<従後> 診療所開設の手続きは 1 つ必要 (実施主体ごと)

保健所名	連絡先	実施場所 (市町村名)
大 館	0186-52-3952	大館市、鹿角市、小坂町
北 秋 田	0186-62-1166	北秋田市、上小阿仁村
能 代	0185-52-4333	能代市、藤里町、三種町、八峰町
秋 田 中 央	018-855-5170	男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
由 利 本 荘	0184-22-5433	由利本荘市、にかほ市
大 仙	0187-63-3404	大仙市、仙北市、美郷町
横 手	0182-32-4006	横手市
湯 沢	0183-73-6155	湯沢市、羽後町、東成瀬村

※秋田市で実施する場合は秋田市保健所 (018-883-1170) に連絡してください。

2 診療所開設に必要な手続きは次のとおりです。

①診療所開設許可申請（個人開設の場合は診療所開設届）

②巡回健診等実施計画届出

③エックス線装置設置届出（エックス線装置を利用する場合）

なお、本県での巡回健診の取扱いや手続きに必要な様式については秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載しております。

○本県での巡回健診の取扱いについて（コンテンツ番号「81216」で検索可）

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/81216>

○様式（コンテンツ番号「2219」で検索可）

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>

3 実施計画届出書は、巡回健診の最初の実施日から最長1年までの期間の計画を記載できるものとします。

また、最後の実施日から1年以内の実施日を最初とする次の実施計画届出書を提出する場合は、診療所開設許可申請（又は診療所開設届）及びエックス線装置設置届（エックス線装置を利用する場合）や申請手数料の納付は不要です。

4 実施計画届出書に記載の最後の実施日から1年以内の実施日を最初とする次の実施計画届出書が提出されない場合は、廃止されたものとみなします。（エックス線装置設置届を提出していた場合はエックス線装置も廃止したものとみなします。）

なお、今後、巡回診療等を実施しないことが明らかな場合は診療所廃止届を提出してください。（エックス線装置設置届を提出していた場合はエックス線装置廃止届も併せて提出してください。）

5 本通知以前に診療所開設の手続きを行った巡回健診（廃止されたものを除く。）については、本通知に基づく診療所開設の手続きを行ったものとみなしますので、新たな手続きを行う前に実施場所を管轄する保健所に状況を確認してください。

【担 当】

医務薬事課 医務・薬務チーム

電 話：018-860-1411